

ミリオン(従業員積立投資プラン) インデックスポートフォリオ

追加型投信／国内／株式／インデックス型
自動継続投資専用

投資信託説明書（交付目論見書）

使用開始日 2019.8.17

本書は、金融商品取引法第13条の規定に基づく目論見書です。
ご購入に際しては、本書の内容を十分にお読みください。

ミリオン(従業員積立投資プラン)インデックスポートフォリオの受益権の募集については、明治安田アセットマネジメント株式会社は、金融商品取引法（昭和23年法律第25号）第5条の規定により有価証券届出書を2019年8月16日に関東財務局長に提出しており、2019年8月17日にその届出の効力が生じております。
ファンドに関する投資信託説明書(請求目論見書)を含む詳細な情報は下記の委託会社インターネットホームページで閲覧およびダウンロードすることができます。
本書には約款の主な内容が含まれておりますが、約款の全文は投資信託説明書(請求目論見書)に添付されております。
ファンドの販売会社、ファンドの基準価額等については、下記の照会先までお問合わせください。

明治安田アセットマネジメント株式会社 電話番号 0120-565787 (受付時間は、営業日の午前9時～午後5時)
ホームページアドレス <http://www.myam.co.jp/>

商品分類				属性区分				
単位型・追加型	投資対象地域	投資対象資産(収益の源泉)	補足分類	投資対象資産	決算頻度	投資対象地域	投資形態	対象インデックス
追加型	国内	株式	インデックス型	その他資産(投資信託証券(株式 一般))	年1回	日本	ファミリーファンド	日経225

上記、商品分類および属性区分の定義等については、一般社団法人投資信託協会ホームページ（URL：<https://www.toushin.or.jp/>）で閲覧が可能です。

当ファンドは、投資信託及び投資法人に関する法律に基づいて組成された金融商品であり、同法では商品内容の重大な変更に関して事前に投資者（受益者）の意向を確認する手続き等が規定されております。また、当ファンドの信託財産は、受託会社により保管されますが、信託法によって受託会社の固有財産等との分別管理等が義務付けられています。投資信託説明書（請求目論見書）については、販売会社にご請求いただければ当該販売会社を通じて交付いたします。なお、販売会社に請求目論見書をご請求された場合は、その旨をご自身で記録しておくようにしてください。

<委託会社> **明治安田アセットマネジメント株式会社**
金融商品取引業者 関東財務局長（金商）第405号
設立年月日：1986年11月15日
資本金：10億円
運用する投資信託財産の合計純資産総額：16,815億円
（資本金・運用純資産総額は2019年6月末現在）
〔ファンドの運用の指図等を行います〕

<受託会社> **株式会社りそな銀行**
〔ファンドの財産の保管および管理等を行います〕

1. ファンドの目的・特色

■ ファンドの目的

マザーファンドを通じて、日経平均株価(225種)に連動する収益の獲得をめざした運用を行います。

■ ファンドの特色

◆ 日経平均株価(225種)に連動した収益をめざして運用を行います。

■ 日経平均株価とは■

東京証券取引所市場第一部に上場する 225 銘柄を選定し、ダウ式をベースに算出される株価平均型の指数です。指数算出の対象となる 225 銘柄は市場流動性やセクターのバランスをもとに毎年 1 回見直されます。

$$\frac{\text{日経平均の計算式}}{\text{225銘柄の指数採用株価合計}} \\ \text{除 数}$$

<除数とは>

日経平均の計算で分母となる数字です。分子の株価合計を単純に 225 で割るのではなく、新規銘柄入れ替えや株式分割など市況変動以外の理由で株価合計に変化が生じる場合、指数の連続性を保たれるように除数を修正しています。

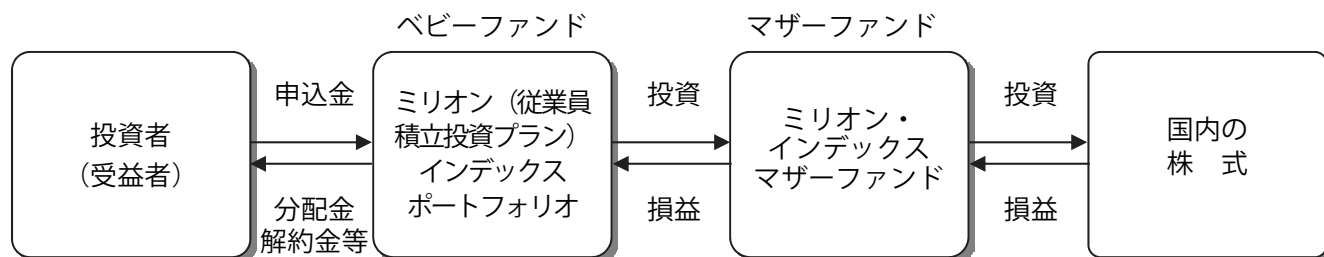
※日経平均株価に関する著作権等の知的財産権、その他一切の権利は日本経済新聞社に帰属します。なお、日本経済新聞社は対象インデックスを用いて行われる事業活動・サービスに関し保証するものではありません。

◆ 投資成果を日経平均株価(225種)の動きにできるだけ連動させるため、次のポートフォリオ管理を行います。

- i) 原則として、日経平均株価(225種)採用銘柄のうち 200 銘柄以上に分散投資を行います。
- ii) 資金の流入に伴う売買にあたっては、原則として、買付の場合は株価の高い銘柄から順番に、売付の場合は株価の低い銘柄から順番に行います。
- iii) 株式の組入比率はできるだけ、高位に保ちます。

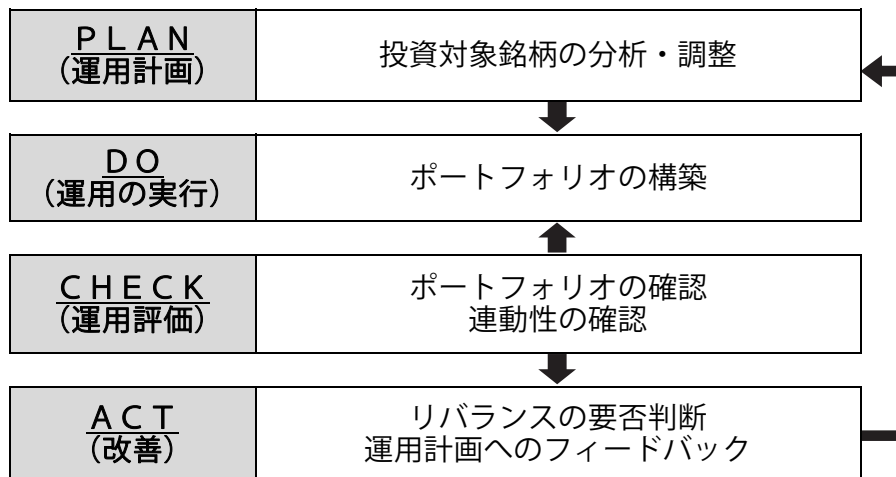
◆ 非株式割合（他の投資信託受益証券を通じて投資する場合は、当該他の投資信託の信託財産に属する株式以外の資産のうち、この投資信託の信託財産に属するとみなした部分を含みます。）は、原則として信託財産総額の50%以下とします。

◆ ファンドは、ファミリーファンド方式で運用を行います。ファミリーファンド方式とは、お客さまからご投資いただいた資金をベビーファンドとしてまとめ、その資金を主としてマザーファンドに投資することにより、実質的な運用をマザーファンドで行う仕組みです。



※損益はすべて投資者である受益者に帰属します。

■ 運用プロセス



■ 主な投資制限

■ 株式への投資割合	株式への実質投資割合には、制限を設けません。
■ 外貨建資産への投資割合	外貨建資産への投資は行いません。
■ デリバティブの使用	有価証券先物取引等は価格変動リスクを回避するために行います。

■ 分配方針

◆ 毎年11月17日（決算日が休業日の場合は翌営業日）に決算を行い、以下の収益分配方針に基づき分配を行います。

- ・ 分配対象額の範囲は、利子・配当収入と売買益（評価益を含みます。）等の合計額とします。
- ・ 利子・配当収入を中心に売買益等を含め、委託者が基準価額水準、市況動向、残存信託期間等を勘案して分配金額を決定します。（ただし、分配対象額が少額の場合には、分配を行わないこともあります。）
- ・ 留保益の運用については特に制限を設けず、元本部分と同一の運用を行います。

※ 将来の収益分配金の支払いおよびその金額について示唆・保証するものではありません。

資金動向、市況動向等によっては前記のような運用ができない場合があります。

2. 投資リスク

■ 基準価額の変動要因

ミリオン(従業員積立投資プラン)インデックスポートフォリオは、マザーファンドを通じて、株式など値動きのある証券に投資しますので、基準価額は変動します。

したがって、金融機関の預貯金と異なり投資元本は保証されず、元本を割り込むおそれがあります。また、ファンドの信託財産に生じた利益および損失は、すべて受益者に帰属します。

なお、ファンドが有する主なリスクは、以下の通りです。

<主な変動要因>

株価変動リスク	株式の価格は、政治・経済情勢、金融情勢・金利変動等および発行体の企業の事業活動や財務状況等の影響を受けて変動します。保有する株式価格の下落は、ファンドの基準価額を下げる要因となります。
信用リスク	投資している有価証券等の発行体において、利払いや償還金の支払い遅延等の債務不履行が起こる可能性があります。また、有価証券への投資等ファンドに関する取引において、取引の相手方の業績悪化や倒産等による契約不履行が起こる可能性があります。

※ 基準価額の変動要因は上記に限定されるものではありません。

■ その他の留意点

- 有価証券を売買しようとする際、需要または供給が少ない場合、希望する時期・価格・数量による売買ができなくなることがあります。
- 当ファンドは、ファミリーファンド方式で運用を行います。ファミリーファンド方式には運用の効率性等の利点がありますが、マザーファンドにおいて他のベビーファンドの追加設定・解約等に伴う売買等を行う場合には、当ファンドの基準価額は影響を受けることがあります。
- 資金動向、市況動向等によっては、投資方針に沿う運用ができない場合があります。
- 収益分配は、計算期間中に発生した運用収益（経費控除後の配当等収益および売買益（評価益を含みます。））を超えて行われる場合があるため、分配水準は必ずしも当該計算期間中の収益率を示すものではありません。

投資者の個別元本（追加型投資信託を保有する投資者毎の取得元本）の状況により、分配金額の全部または一部が、実質的に元本の一部払戻しに相当する場合があります。

分配金は純資産から支払われるため、分配金支払いに伴う純資産の減少により基準価額が下落する要因となります。当該計算期間中の運用収益を超える分配を行う場合、当期決算日の基準価額は前期決算日の基準価額と比べ下落することとなります。

当ファンドのお取引に関しては、金融商品取引法第37条の6の規定（いわゆるクーリング・オフ）の適用はありません。

■ リスクの管理体制

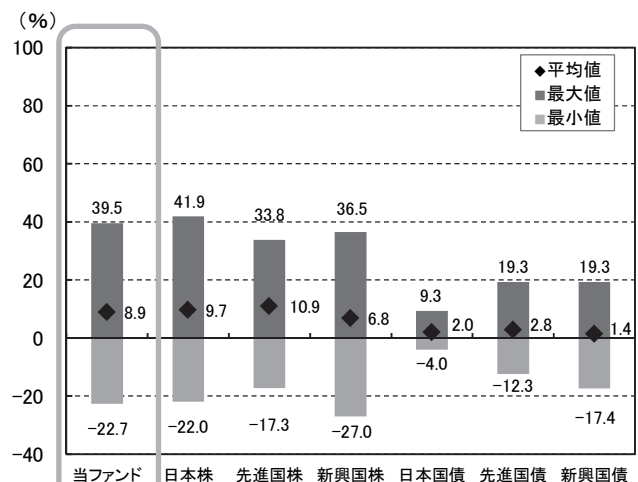
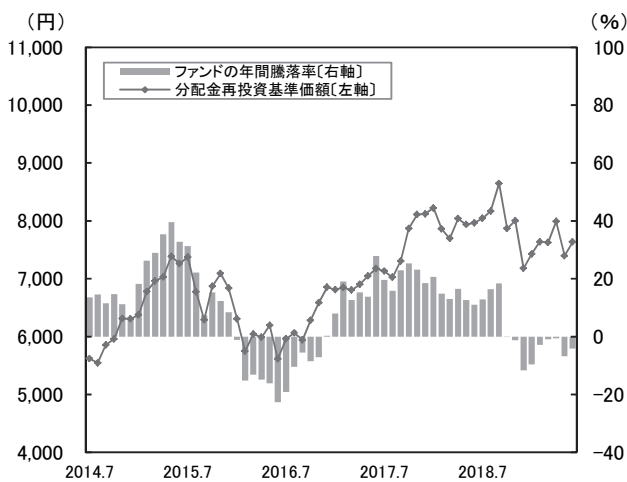
ファンドの運用にあたっては、社内規程や運用計画に基づき、運用部門が運用プロセスの中でリスクコントロールを行います。また、運用部門から独立した部署により諸リスクの状況が確認され、各種委員会等において協議・報告される体制となっています。

■ 参考情報

当ファンドの年間騰落率および
分配金再投資基準価額の推移

当ファンドと他の代表的な
資産クラスとの騰落率の比較

対象期間：2014年7月～2019年6月



※グラフは、ファンドの5年間の各月末における分配金再投資基準価額(税引前の分配金を再投資したものととして算出。以下同じ。)および各月末における直近1年間の騰落率を表示しています。
※年間騰落率のデータは、各月末の分配金再投資基準価額をもとに計算しており、実際の基準価額に基づいて計算した年間騰落率とは異なる場合があります。

※グラフは、ファンドと他の代表的な資産クラスを定量的に比較できるように、5年間の各月末における直近1年間の騰落率データ(60個)を用いて、平均、最大、最小を表示したものです。
※ファンドの年間騰落率のデータは、各月末の分配金再投資基準価額(税引前の分配金を再投資したものととして算出)をもとに計算しており、実際の基準価額に基づいて計算した年間騰落率とは異なる場合があります。
※すべての資産クラスが、当ファンドの投資対象とは限りません。

<各資産クラスの指数について>

資産クラス	指数名称	権利者
日本株	東証株価指数 (TOPIX) (配当込み)	株式会社東京証券取引所
先進国株	MSCI-KOKUSAI (配当込み・円換算ベース)	MSCI Inc.
新興国株	MSCI エマージング・マーケット・インデックス (配当込み・円換算ベース)	MSCI Inc.
日本国債	NOMURA-BPI (国債)	野村証券株式会社
先進国債	FTSE 世界国債インデックス (除く日本、ヘッジなし・円ベース)	FTSE Fixed Income LLC
新興国債	JP モルガン GBI-EM グローバル・ダイバーシファイド (円ベース)	J.P.Morgan Securities LLC

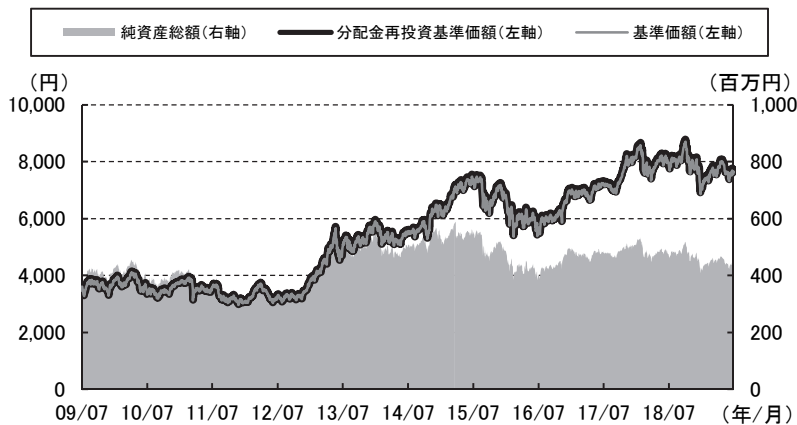
(注) 海外指数は、対円での為替ヘッジなしによる投資を想定して、各月末の指数値を円換算または円ベースとしています。

※各指数に関する著作権等の知的財産権、その他一切の権利は、上記に記載の各権利者に帰属します。
また、各権利者は、当ファンドの運用成果等に関し一切責任を負いません。
各指数の内容について、詳しくは投資信託説明書(請求目論見書)をご覧ください。

3. 運用実績

2019年6月28日現在

基準価額・純資産の推移



※分配金再投資基準価額は信託報酬控除後のものであり、分配金実績があった場合に税引前分配金を再投資したものととして算出しています。

分配の推移

分配金の推移	
2018年11月	0円
2017年11月	0円
2016年11月	0円
2015年11月	0円
2014年11月	0円
設定来累計	65円

※分配金は、10,000口あたりの税引前の金額

基準価額	7,636円
純資産総額	439百万円

主要な資産の状況

資産の組入比率

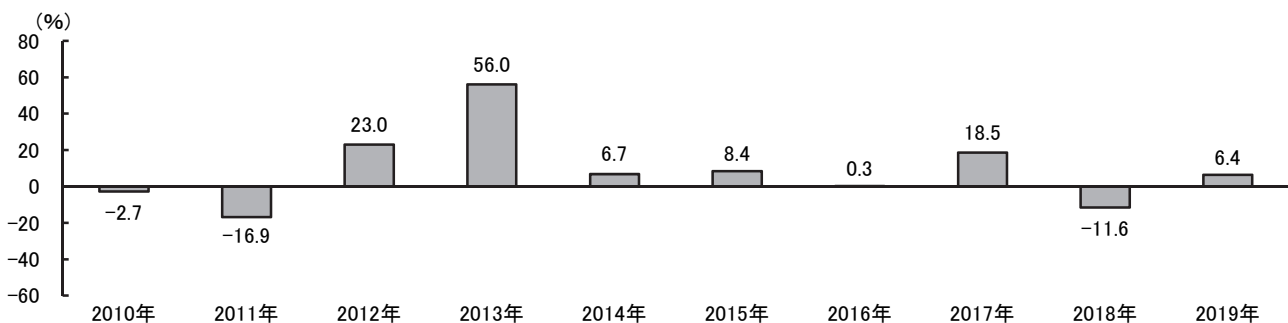
資産の種類	投資比率 (%)
ミリオン・インデックスマザーファンド	99.81
その他の資産 (負債控除後)	0.19
合計 (純資産総額)	100.00

組入上位 10 銘柄 (マザーファンド)

	銘柄名	業種	投資比率 (%)
1	ファーストリテイリング	小売業	11.34
2	ソフトバンクグループ	情報・通信業	5.22
3	ファナック	電気機器	3.47
4	KDDI	情報・通信業	2.77
5	東京エレクトロン	電気機器	2.63
6	ダイキン工業	機械	2.45
7	京セラ	電気機器	2.33
8	テルモ	精密機器	2.18
9	リクルートホールディングス	サービス業	1.82
10	信越化学工業	化学	1.75

※投資比率はマザーファンドの対純資産総額比

年間収益率の推移 (暦年ベース)



※収益率は分配金 (税引前) を再投資したものととして算出しています。

※2019年は6月末までの収益率を表示しています。

※ファンドの運用実績はあくまで過去のものであり、将来の運用成果等を約束するものではありません。

4. 手続・手数料等

■ お申込みメモ

購 入 単 位	5,000 円以上 1 円単位（収益分配金を再投資する場合は 1 口単位） ※事業所によっては、上記と異なる制限が加えられることがあります。
購 入 価 額	購入申込受付日の基準価額とします（基準価額は 1 万口当たりで表しています。以下同じ）。 ※購入申込受付日とは、申込者の申込金額が事業所（企業・団体）を通じて、給与天引きにより販売会社に入金された日をいいます。
購 入 代 金	事業所（企業・団体）ごとに定められた日にお支払いください。
換 金 単 位	1 口単位
換 金 価 額	換金申込受付日の基準価額とします。
換 金 代 金	原則として、換金申込受付日から起算して 4 営業日目から受益者に支払います。
申 込 締 切 時 間	—
購入・換金申込不可日	—
購入の申込期間	2019 年 8 月 17 日から 2020 年 2 月 14 日 ※申込期間は、上記期間満了前に有価証券届出書を提出することによって更新されます。
換 金 制 限	信託財産の資金管理を円滑に行うため、大口の換金請求には制限を設ける場合があります。
購入・換金申込受付の中止及び取消し	金融商品取引所等における取引の停止、決済機能の停止その他やむを得ない事情があるときは、申込みの受付を中止すること、およびすでに受付けた申込みの受付を取消すことがあります。
信 託 期 間	無期限（1987 年 11 月 27 日設定）
繰 上 償 還	この信託契約を解約することが受益者のため有利であると認めるとき、あるいはやむを得ない事情が発生したときは、受託会社と合意のうえ、この信託契約を解約し、信託を終了させることができます。
決 算 日	11 月 17 日（休業日の場合は翌営業日）
収 益 分 配	年 1 回決算を行い、収益分配方針に基づいて分配を行います。 ※原則として自動的に当ファンドに再投資されます。
信託金の限度額	200 億円
公 告	原則、電子公告により行い、ホームページに掲載します。 http://www.myam.co.jp/
運 用 報 告 書	決算時および償還時に作成のうえ、交付運用報告書は、販売会社を通じて信託財産にかかる知れている受益者に交付します。
課 税 関 係	課税上は、株式投資信託として取り扱われます。 配当控除の適用が可能です。益金不算入制度の適用はありません。

■ ファンドの費用・税金

投資者が直接的に負担する費用

購入時手数料	ありません。
信託財産留保額	ありません。

投資者が信託財産で間接的に負担する費用

ファンドの純資産総額に対し、**年 1.728% (税抜 1.6%) ***の率を乗じて得た額がファンドの計算期間を通じて毎日計上され、ファンドの日々の基準価額に反映されます。なお、毎計算期間の最初の 6 ヶ月終了日（該当日が休業日の場合は翌営業日）および毎計算期末または信託終了のとき、信託財産中から支払われます。

運用管理費用（信託報酬）の実質的な配分は次のとおりです。

*消費税率が 10%となった場合は年 1.76% (税抜 1.6%) となります。

<内訳>

配分	料率（年率）
委託会社	0.4536%(税抜0.42%)
販売会社	1.188%(税抜1.1%)
受託会社	0.0864%(税抜0.08%)
合計	1.728%(税抜1.6%)

【消費税率が 10%となった場合】

配分	料率（年率）
委託会社	0.462%(税抜0.42%)
販売会社	1.21%(税抜1.1%)
受託会社	0.088%(税抜0.08%)
合計	1.76%(税抜1.6%)

<内容>

支払い先	役務の内容
委託会社	ファンドの運用、基準価額の算出、法定書類の作成等の対価
販売会社	購入後の情報提供、運用報告書等各種書類の送付、口座内でのファンドの管理等の対価
受託会社	ファンド財産の管理、委託会社からの指図の実行等の対価
合計	運用管理費用（信託報酬） ＝運用期間中の日々の基準価額×信託報酬率

運用管理費用
(信託報酬)

そ の 他 の 費 用 ・ 手 数 料	<p>信託財産の監査にかかる費用（監査費用）として監査法人に年 0.0054%（税抜 0.005%）＊を支払う他、有価証券等の売買の際に売買仲介人に支払う売買委託手数料、先物取引・オプション取引等に要する費用、その他信託事務の処理に要する費用等がある場合には、信託財産でご負担いただきます。</p> <p>※その他の費用については、運用状況等により変動しますので、事前に料率、上限額等を表示することができません。また、監査費用は監査法人等によって見直され、変更される場合があります。</p> <p>＊消費税率が 10%となった場合は年 0.0055%（税抜 0.005%）となります。</p>
------------------------	--

※当該手数料等の合計額については、投資者の皆さまの保有期間等に応じて異なりますので、表示することができません。

ファンドの税金

- ・税金は表に記載の時期に適用されます。
- ・下記の表の税率は個人投資者の源泉徴収時の税率であり、課税方法等により異なる場合があります。

時 期	項 目	税 金
分配時	所得税及び 地方税	配当所得として課税します。 普通分配金に対して…………… 20.315%
換金（解約）時及び 償還時	所得税及び 地方税	譲渡所得として課税します。 換金（解約）時及び償還時の差益（譲渡益）に対して…………… 20.315%

- ・上記は、2019年6月末現在のものです。
- ・法人の場合については上記とは異なります。

※税法が改正された場合等には、上記の内容が変更されることがあります。税金の取扱いの詳細につきましては、税務専門家等にご確認されることをお勧めいたします。

 明治安田アセットマネジメント